

告示

埼玉県告示第千四百四十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧する。

平成二十八年八月三十日

埼玉県知事 上田清司

一 都市計画の種類及び名称

本庄都市計画区域区分

二 都市計画を変更する土地の区域

イ 市街化区域に変更する土地の区域

本庄市西富田の一部

ロ 市街化調整区域に変更する土地の区域

なし

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県本庄県土整備事務所、本庄市都市整備

部都市計画課

四 縦覧期間

平成二十八年八月三十日から平成二十八年九月十三日まで